

○農林水産省告示第五百五号
指定漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和三十一年農林省令第五号）第五十七條第二項の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を次のように定め、平成十八年四月一日から施行する。
平成十八年三月三十一日

農林水産大臣 中川 昭一
一 申請を行う遠洋かつお・まぐろ漁業者が、次のイ又はロに該当する者である場合には、当該漁業者に対する割当てを行わないものとする。
イ 指定漁業の許可及び取締りに関する省令第五十七條第五項、第九十一條の三及び第九十一條の四の規定に違反した日から五年を経過しない者
ロ 漁業に関する法令の規定（イに掲げる規定を除く。）又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反した日から一年を経過しない者
二 申請を行う遠洋かつお・まぐろ漁業者（前号に掲げる者を除く。以下「申請者」という。）がそれぞれ申請する年間の漁獲量の限度の合計が、毎年、農林水産大臣が別に定める量（以下「割当量」という。）以下の場合には、申請者がそれぞれ申請する漁獲量の限度を割り当てるものとする。

三 申請者がそれぞれ申請する年間の漁獲量の限度の合計が割当量を超える場合には、各申請者の申請に係る船舶ごとに、割当量を基準期間割当てを行おうとする年の前年の三月三十一日までの三年間をいう。以下同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該船舶が基準期間に漁業法昭和二十四年法律第二百六十七條（第五十九條第一号若しくは第二号の規定により指定漁業の許可を受けたもの又は同条第一号若しくは第二号の規定による指定漁業の起業の認可に基づき同法第五十五條第一項の規定により指定漁業の許可を受けたものがある場合には、当該許可の日以降の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計）に応じて按分して得た量を基礎とし、当該申請者の操業の能力等を勘案して、申請者がそれぞれ申請する年間の漁獲量の限度を超えない範囲内で割り当てるものとする。

四 前号の基準により割当てを行った場合において、当該割当てを受けた者が廃業その他の事由によりみなみまぐろを採捕しないこととなった結果、その者に割り当てられた漁獲量の限度に残余が生じる場合には、その者以外の者のうち申請した漁獲量の限度に満たない割当てを受けた者であつて、その者の操業の能力等を勘案して、当該残余分の漁獲量を採捕することができると見込まれるものに当該残余分の漁獲量を割り当てるものとする。
○農林水産省告示第五百六号
平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定め、平成十八年四月一日から施行する。
平成十八年三月三十一日
農林水産大臣 中川 昭一
平成十八年のみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、四千五百二十三トンとする。
○農林水産省告示第五百七号
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第三十一号）第十六條第一項の規定に基づき、平成十八年四月十二日農林水産省告示第九十四号（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第十六條第一項の規定に基づき、採捕の数量等の報告者及び漁獲努力量等の報告者の使用に係る入出力装置を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成十八年三月三十一日
農林水産大臣 中川 昭一
1 の表13の項中、「~~崎野川~~」を「~~崎野川~~」に改める。
2 の表7の項中、「~~崎野川~~」を「~~崎野川~~」に改める。
2 の表11の項中、「~~崎野川~~」を「~~崎野川~~」に改める。
6 の表7の項中、「~~崎野川~~」を「~~崎野川~~」に改める。
○農林水産省告示第五百八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成十八年三月三十一日
農林水産大臣 中川 昭一

保安林の所在場所 岐阜県高山市上宝町川餅字みんじやがたわ七五九・字小泉山七七六・字深洞七八三・七七八・字シノ山七八六の二・字烏ヶ尾八一の二・八二の二・字滝平山一五四の二・一五三五の六・一五三五の八・一五三六の三・一五三八の三・上宝町字生茂字米ヶ原六二七・字イラ谷六二八・六二九・字一ノ谷六三〇・六三一・字谷西平六三二・六三三・上宝町葛山字深谷山八四五の二・八四五の二・字深谷中尾八四六の二・国府町瓜巢字大タコ山一〇四一・字保木脇一〇四三・清見町大原字奥松谷一六・字宮谷洞九三五・字南ビノ山九五四・字峠ヶ洞九五五・九五七・字岡保九六〇・字逆谷九六三・字大イラス九六四の三から九六四の五まで・字笠谷一〇〇三の二・一〇〇三の三・字から谷一〇一六の二・一〇一八の二・清見町夏麻字丸野六八一の三・清見町二本木字赤坂六四九・字奥彦谷山七五六・字彦谷山七五七・字釜ヶ平七五八・清見町森茂字板原谷二九五・字九六・字出シヶ谷二九七（以上四十六筆国有林）、上宝町川餅字小谷七六一・字立平七七・字せんのヶ沢七七八・字ミスジ谷七七九・字たきヶ洞七八七・字若やヶ洞七八八・字かくれ洞七八二・上宝町字生茂字米ヶ原六二六・国府町宇津江字六郎洞三二八四・国府町瓜巢字駒ノ谷一〇四二・朝日町黒川字トビキ沢一三三五・朝日町小瀬ヶ洞字野尻一の二・字南上手ヶ洞二三七の二・朝日町泰生谷字二ツ橋三三四の二・高根町猪之鼻字西俣出合三〇四・清見町大原字堂ヶ洞一五・字奥松谷一七・字クローテ一八・字松谷四〇・字奥ヤトコ五七・字ヤトコ六〇・六一・字脇谷六七・字宮谷洞九三三・字両ヒン山九五〇・字西俣九五九・字岡保九六一・字大イラス九六四の二・九六四の二・九六四の六・字コイ谷九八七の二・字笠谷洞九八八の二・字から谷一〇一八の二・一〇一八の四・字中島サコ一〇一九・一〇二〇・清見町夏麻字丸野六八一の二・字クローセ六八三の二・字切越六八四の二・六八四の三・字猿洞六八五の二・清見町二本木字水上洞七五五・清見町森茂字田之洞一・字池ヶ平二・字入水谷三・字せば谷四・字森茂谷五・字五郎次郎畑二九三・二九四（以上五十筆国有林）次の図に示す部分に限る。）

2 主伐として伐採をすることができるとする。は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）
○特許庁告示第一号
特許協力条約に基づき、国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十五條第七号の規定に基づき、平成十三年特許庁告示第一号（特許協力条約に基づき、国際出願等に関する法律施行規則第十五條第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件）及び平成十三年特許庁告示第二号（特許協力条約に基づき、国際出願等に関する法律施行規則第十五條第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件）の一部を、次のように改正する。
平成十八年三月三十一日
特許庁長官 中嶋 誠

(特許協力条約に基づき、国際出願等に関する法律施行規則第十五條第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件（平成十三年特許庁告示第一号）の一部を次のように改正する。
(1) (a) 中(ii)を削り、(i)の項番号を削る。
(2) (a) (ix)、(3) (ix)及び(4) (v)を削る。
(特許協力条約に基づき、国際出願等に関する法律施行規則第十五條第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件（平成十三年特許庁告示第一号）の一部を次のように改正する。
(1) (a) 中(ii)を削り、(i)の項番号を削る。
(2) (a) (ix)、(3) (ix)及び(4) (v)を削る。

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
附則
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。